

件名

6月22日付大統領布告(非移民ビザによる米国への入国の制限)における帯同家族の取り扱い

ポイント

7月17日、6月24日に発効した大統領布告の運用に関して国務省による情報更新がありました。

本文

○大統領布告による入国制限の対象とならない H/J/L ビザの保持者(※6月24日時点でこれらのビザを有効に保持していた者等)又は現に米国に滞在している者の配偶者・子供についても入国制限の対象外となり、これら帯同家族に対するビザの発給も継続される旨が発表されています。

○国務省による発表及び大統領布告の本文についてはそれぞれ以下のサイトからご確認下さい。

<https://travel.state.gov/content/travel/en/News/visas-news/exceptions-to-p-p-10014-10052-suspending-entry-of-immigrants-non-immigrants-presenting-risk-to-us-labor-market-during-economic-recovery.html>

<https://www.whitehouse.gov/presidential-actions/proclamation-suspending-entry-aliens-present-risk-u-s-labor-market-following-coronavirus-outbreak/>

○6月22日付け領事メール「「2019年新型コロナウイルス大流行後の経済回復期における米国労働市場へのリスクとなる移民及び非移民の入国の停止」に関する大統領布告の発表」

<https://www.chicago.us.emb-japan.go.jp/files/100067004.pdf>

当館連絡先

Tel: (312) 280-0400 (24時間対応) (注)

Fax: (312) 280-9568

Email: ryoji1@cq.mofa.go.jp

(注)新型コロナウイルス感染症予防のため、現在業務体制を縮小しております。平日午前9時15分から午後5時までは音声案内に従って操作しますと担当部門につながります。土曜・日曜・祝祭日、平日午後5時以降、翌日午前9時15分まで(事件、事故、その他緊急の用件)は、音声に従って操作しますと、閉館時の緊急電話受付につながります。